

御意見記入用紙（会派提出用）

送り状は不要です。このまま送付してください。（郵送又はFAXでお送り下さい。）

（送 付 先） 小金井市子ども家庭部子育て支援課子育て支援係

（住 所） 〒184-8504（住所不要）

（電 話） 042-387-9836

（F A X） 042-386-2609

（提出期限） 令和7年2月5日（水）必着

会派名	小金井市議会 みらいのこがねい
代表者氏名 (提出者)	ふりがな(匿名不可) すずき しげお 鈴木 成夫
施策名	のびゆくこどもプラン 小金井(素案)
御意見	① P45 2 基本的な視点と目標 章の前文で、「子育ての主体である子どもへの支援、子育ての主体である家庭・保護者への支援、これらを支える地域を主体とした・・・」とされていて、「子育て」との言葉に代表される「子どもの育ち」を中心に据えて、子ども、家庭と保護者と地域を主体とすることを表明している点を評価する。 ② P47 3 施策の体系 ヤングケアラー支援、若者の参加、居場所と交流の場の充実、若者の社会的自立が重点施策に位置付けられていることは評価するが、子ども施策における若者の定義について、わかりやすく注釈を加えてもいいのではないか。 ③ P48 3 施策の体系 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）理念が、障害福祉分野ではなく、本計画の妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の構築、次世代育成の取組みに使用されていることが新鮮である。

④ P 6 4 第4章 施策の展開 目標2 「2-3 子ども・若者の居場所と交流の場を充実します」

「事業の取組内容・目標」 児童館事業の部分で、開館時間延長が取組の目標とされているが、児童館の在り方については、最新のニーズを把握し、市民参加を得た丁寧な議論を行っていくべき、と考える。

P 7 2 4-2 「特別な配慮が必要ない子ども(障がい児等)と家庭を支援します」 事業1、2について

「障がい児の保育や教育ニーズに応えるためには、きめ細かな配慮と十分な支援体制が必要となります」とあるが、「事業の取組内容・目標」、特に〈重点事業〉と位置付けられているにも関わらず、保育所や学童保育所の取組み内容は、保育、預かりのみで、対象児童の療育にはまったく触れておらず、子どもの支援体制としては不十分である。

事業4

「障がいの早期発見」の記述が乳幼児健康診査のみとなっていることが残念である。障がいの早期発見については、子育て施策全体で連携する必要がある、保育所や幼稚園等で実施できる保育所等訪問支援も活用すべきではないか。

事業7

子育て関係機関への巡回指導については、公立・民間保育所間の補助内容の格差は解消するべきである。また、児童発達支援センターきらりが実施する相談支援事業については、関係機関に対するモニタリングが不十分との意見もあり、児童を対象とした基幹的相談支援事業所として位置付け、機能させていくための検討が必要である。

⑤ P 8 8 第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1)利用者支援事業 ○地域子育て相談機関 ■確保の内容

厚生労働省により整備が努力義務化された地域子育て相談機関の整備について、令和7年度2ヶ所、令和10年度3ヶ所としていることに注目し、評価するが、既存のひろば事業との違いが不明確な印象である。相談支援機関として機能させていくための連携先については、子ども家庭センターのみに限定することなく、他の機関とも十分に連絡調整を行うよう要望する。

⑥ P 9.4 (10) 放課後児童健全育成事業(学童保育)及び放課後子ども教室事業 ■量の見込みと確保の内容 ■放課後児童健全育成事業(学童保育) ■確保策推進等についての考え方 について

学童保育利用者の見込みと確保推計では、平均利用人数予測数が確保の内容を上回っている。さらに今後は毎日利用する児童の割合の上昇も予想され、利用人数予測の更なる上振れリスクを踏まえて、教育委員会の理解も得て、普通教室のさらなる解放などの抜本的な対策が必要と考える。

前期計画では、計画段階において平均利用数と確保方策に乖離が生じているにもかかわらず抜本的対策を講じなかったことが、当面の間の手段であったはずの弾力的運用が恒常的に行われ、暫定学童を繰り返すことになり、みどり学童においては1年に8回も保育場所が変わるという児童の安心した生活の場にならなかった事態を招いたことを重く受け止めるべきである。その意味において、ただ保育場所や育成面積を確保すれば良いわけではなく、小金井市学童保育運営基準に定める保育理念を具現化する保育の質を忘れてはならず、少なくとも平均利用人数×1.65㎡を確保できる抜本的対策を求める。

新年度に予定されている東京都認証学童クラブ制度が始まれば、児童1人あたり育成面積は1.65㎡から1.98㎡となり、1施設あたり40名以下となることが保育の質の基準となることが予想される。その場合に、希望者全員入所制を維持しながら上記の保育の質を確保することが可能かどうか正面から向き合う必要があるのではないかと考える。

また、高学年については、放課後子ども教室や児童館事業の活用を「課題として検討していきます」として、末文に「教育委

員会と子ども家庭部の連携のため、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議をします」との記載があるが、学童保育だけではない、それぞれの放課後の居場所の目的や役割、その魅力を示した放課後メニューの一覧を作成するとともに、放課後の総合的対策を協議するだけでなく、早急に策定することを求める。

⑦・P100 (17) 児童育成支援拠点事業

こども家庭庁事業として、市区町村には設置が努力義務化された事業である。しかし、本市には、もくせい教室や保健センターが設置されており、こうした事業のさらなる活用や、児童発達支援センターの増設の検討など、本市が有する課題と実情に合わせた事業展開を検討するべきでないかと考える。